

議員発案第2号

由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年3月18日提出

由利本荘市議会議長 鈴木和夫様

提出者 由利本荘市議会議員 伊藤順男 ㊟

賛成者 同 上 大関嘉一 ㊟

同 上 佐藤勇 ㊟

同 上 伊藤岩夫 ㊟

同 上 今野英元 ㊟

同 上 佐々木隆一 ㊟

提案理由

組織機構の改正に伴う常任委員会の所管事項の変更並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正等に伴う関係規定の整備のため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例

由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第1条 由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、委員」を「及び委員」に改め、「及び所管」を削る。

第18条を次のように改める。

（傍聴の取扱い）

第18条 委員長は、秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第20条中「、公平委員会の委員長」を削る。

第2条 由利本荘市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「及び監査委員事務局」を「、監査委員事務局及び消防本部」に改め、同項第2号中「教育委員会、市民福祉部及び消防本部」を「市民生活部、健康福祉部及び教育委員会事務局」に改め、同項第3号中「及び農業委員会」を「、由利本荘まるごと営業本部及び農業委員会事務局」に改める。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に第2条の規定による改正前の由利本荘市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による各常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、第2条の規定による改正後の由利本荘市議会委員会条例（以下「改正後の

条例という。)の規定による各常任委員会の委員長、副委員長又は委員の職として選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による各常任委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により各常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例の規定により各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の場合においては、改正後の条例第20条の規定は適用せず、改正前の条例第20条の規定は、なおその効力を有する。